

「道路利用届」について

道路法第32条の占有許可に該当しないイベント等を公道（区道、区有通路）で行う場合、**道路利用届**を提出してください。なお、道路の利用についてご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

道路利用届の提出が必要な場合

- 公道上でイベント等を開催する場合
- 道路区域外の工事等により、公道の歩道部に車両が一時的に乗り上げる場合 など

提出書類（1部）

(1) 道路利用届

届出者欄に、住所、氏名（社名・代表者名）を記入してください。

担当者欄には、現場責任者の氏名と連絡先を記入してください。

押印は不要です。

(2) 添付書類

道路交通法第77条に基づく道路使用許可の写し（一式）

提出先

土木部 管理課 管理調整係（本庁舎14階1番窓口）

メール、ファックスによる提出も可能です。

【担当】 土木部 管理課 管理調整係（本庁舎14階1番窓口）

電話番号：03-5984-1305（直通）

ファックス：03-5984-1224

メールアドレス：DOBOKUKANRI03@city.nerima.tokyo.jp